



島根県報

令和2年1月28日（火）

第 7 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和2年2月定例県議会の招集 (財 政 課) 2

【公 告】

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指 (中 小 企 業 課) 2
定

建設業法の規定による建設業の許可の取消し (土 木 総 務 課) 2

告 示**島根県告示第37号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和2年2月18日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和2年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第6号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

令和2年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

番号	名 称	住 所	指定期間
2-1	株式会社 玉屋	島根県松江市平成町182番地7	令和2年1月17日 ～ 令和3年1月16日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 処分をした年月日

令和2年1月21日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

合同会社金本商事

(2) 主たる営業所の所在地

島根県浜田市金城町下来原1067-5

(3) 代表者の氏名

代表社員 吉田 俊則

(4) 許可番号

島根県知事許可（般-27）第9382号

3 処分の内容

許可の取消し（許可を受けている全ての業種の許可の取消し）

4 処分の原因となった事実

道路交通法違反（無免許運転）の罪により松江地方裁判所浜田支部から懲役10か月の判決を受け、平成29年6月24日にその刑が確定した者が、合同会社金本商事の役員等であったことが判明した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。